

東京都勝山学園

I 施設概要

所在地	千葉県安房郡鋸南町下佐久間1469
-----	-------------------

事業種別			定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	64人

II 令和3年度の運営方針

学園の養育理念及び倫理綱領に則り、子どもたちの人権を守る使命を持ち、児童一人ひとりの自己肯定感を育みながら、情緒の安定を促し、生活習慣、社会性の習得、健全な成長を支援する。

また、児童や保護者の状況を的確に把握しながら、家庭的な養育に徹し、安全で安心な生活の確保と児童本位のサービスの提供を充実していくとともに、効率的な施設運営に努めていく。

1 児童本位の支援の徹底

- (1) 児童相談所、学校、地域等との連携を一層強固なものとし、児童、保護者のニーズを的確に捉えた支援を行う。
- (2) 児童と保護者との関係性を重んじながら、家族再統合を適切に進める。
- (3) 児童の人格の尊厳を尊重し、願いや要求に真摯に向き合い、主体的な意思や自己決定の過程を支援する。
- (4) 福祉サービス第三者評価、利用者満足度調査の結果を踏まえ、より質の高いサービスを提供する。

2 人材育成と運営体制の強化

- (1) 将来にわたり安定的かつ継続的に質の高いサービスを提供していくことができるよう、個々の職員の支援能力の向上とチームワークの強化を目的とした研修やOJTを充実させていく。
- (2) リスクマネジメントや個人情報保護・情報セキュリティ対策、権利擁護（虐待防止）の取組の徹底を図るため、運営体制の強化に努めていく。
- (3) 全職員が業務改善、経費節減、環境負荷軽減等に向け、創意工夫に努める。

3 地域との連携強化

- (1) 長年の施設運営により培った地域との良好な関係を大切にしながら、地域社会の一員としての誠実かつ責任ある活動に努め、地域との一層の信頼関係の構築、強化を図る。
- (2) 学校、行政機関等との連携を密に、地域行事、PTA、青年会活動等への参加

や協力を通じて、地域住民との相互交流を促進する。

また、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底して行うとともに、ウィズコロナ・ポストコロナを考慮し、各事業や取組を実施していく。

なお、運営方針・実施計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその対応について見通しがたたないことから、各事業や取組について、例年通り実施するものとして策定した。

そのため、新型コロナウイルス感染状況によっては、感染防御の観点から、事業や取組を縮小することがある。

Ⅲ 実施計画

現状において、発達障害や情緒不安を抱えているなど、心理的・医療的ケアを必要とする児童が増えている。また、中高生が定員の約半数を占めている。

令和3年度は、こうした状況を踏まえ、職員間や児童相談所等の関係機関との連携を強め、地域のネットワークや社会的資源を有効に活用しながら、児童の健全な成長、育成を支援していくため、以下の事項に取り組む。

1 利用者・児童の権利擁護及び最善のサービスの提供

(1) アクション① 権利擁護（虐待防止）の徹底

職員倫理綱領、虐待防止マニュアル等の周知徹底、虐待防止や対応困難な児童に対する支援ノウハウに関する研修などを通じ、全職員が、大人から児童への暴力はもちろん、児童間の暴力、児童から大人への暴力など、あらゆる暴力を許さないという強い人権意識を持って支援にあたるとともに、学齢別の横割り活動等の場において「子どもの権利ノート」の説明を実施するなど、児童の権利擁護の取組を徹底していく。

加えて「重大事故ゼロ運動」を継続して実施するとともに、虐待等防止委員会での検証と具体的な改善策の検討を継続する。その際には、不適切な事案や失敗事例から常に学ぶ姿勢を失わないこととする。そのため、事業団内で発生した重大事故事案を集約した資料を全職員に配付して注意を喚起するとともに、自己申告等の機会も活用し、再発防止に向けた意識啓発を図る。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
虐待等防止委員会	年4回	不適切な支援や利用者虐待の防止等に向けた取組
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（eラーニング型）も実施

(2) アクション② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応

ア 福祉サービス第三者評価の活用

令和 2 年度 of 受審では標準項目をすべて満たしているとの評価を受けた。評価された取組については今後とも充実させていくとともに、改善が望まれるとして指摘を受けた事項については重点的に改善を図っていく。また、令和 3 年度においても福祉サービス第三者評価を受審し、評価項目における標準項目の達成率 100%を目指すとともに、サービスの向上に努めていく。

(ア) 令和 2 年度評価結果における「特に良いと思う点」

- a 子どもの将来のゴールを定め、自立（夢）に向けた一連のプランを達成するために、何を行うかを具体的に示す取り組みを行っている。
- b 様々な場面で子どもの意思を確認し、自立して生きる力につながる自己選択、自己決定ができるよう支援している。
- c 次世代を担う若いリーダーが活躍し、「職員が主体性をもって意見をあげやすい仕組みづくり」が進展している。

(イ) 令和 2 年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- a 本施設の養護理念を踏まえ、児童と共有できる、目指す姿（理念）を作り、周知を図っていきたい。
- b 事業計画が現場でどう具体化されるかを重視し、事業計画の実現の方針を養護方針、寮方針まで連動させたい。
- c 子どもたちに安定して心理ケアを実施できる体制の安定と、性教育プロジェクトの推進による成果が期待される。

(ウ) 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- a 勝山学園養育理念を基に、年度ごとに目指す姿（以下、重点目標）を決定する。年度初めに令和 3 年度重点目標を全児童へ周知をする。その後横割り活動などにおいて、重点目標のポスター作成等、啓蒙活動を行う。また部屋会議や児童集会で重点目標の確認をし、自立支援研修委員会が中心となって取り組み状況の把握及び総括をする。
- b 年度当初の養護研究会で、施設長が令和 3 年度の事業計画を説明の元、勝山学園支援グループ組織目標、運営体制、勝山学園行事計画を文書で明示し養護方針とする。また各室年間行事計画を作成することで、室ごとの方針とする。各委員会、各業務分担ごとにそれぞれ総括をしていく。
- c 事業団事務局と連携し心理職の人材確保を継続して行い、加えて児童相談所心理司との連携を強化していく。また令和元年度より実施している性教育プロジェクトで作成した「性に関するガイドライン」の活用方法を考え、取組を進めていく。

事 項	(評価項目における標準項目の達成率)
第三者評価による改善	100%

イ 苦情解決制度の充実

職員倫理綱領の実践、マルトリートメント（不適切な養育）防止の徹底を図るとともに、「なんでも相談室」、苦情解決箱への投書等により、第三者委員への訴えが可能であることを児童に伝え、訴えには迅速かつ誠実に対応していく。

第三者委員	相談実施回数
3人（元教員2人、地域住民1人）	年4回

ウ 利用者満足度調査の実施

利用者サービスの改善に向けた調査において、園に対する意見や要望を児童から募り、施設の運営に可能な限り反映させていく。

実施内容	実施時期
利用者全員のアンケート調査	11月

(3) アクション③ リスク管理の推進

ア 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「勝山学園個人情報保護方針」及び「電子個人情報の管理に関する取扱要領」に基づき、日頃から、自己点検や事故事例等を職員等に周知し、取組の徹底を図る。

イ リスクマネジメントの徹底

朝礼やデータベース等によるヒヤリ・ハット事例やリスク情報の全職員への周知、児童の見守り等を徹底するとともに、交通安全講習会の実施などにより事故の未然防止を図る。また、万が一の事故の発生に備え、救急救命講習会等を実施する。

ウ 感染症対策、新型コロナウイルス対策の徹底

点検票を作成し、利用者・職員の検温、手指消毒、住環境の消毒に努める。外部来園者に対しては来園時検温、消毒、記名を徹底する。

通院、行事、児童相談所面接等の外出においてもICTによるリモート実施、感染リスクの低い移動手段などを状況に応じて検討のうえ対応する

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
事故等防止対策委員会	4回	職員の非行及び児童の事故の未然防止等の検討、協議

新型コロナウイルス対策会議	12回	毎月の園会議において実施。現状分析及び対応について随時検討する。
救急救命講習会	1回	消防署による水等の事故防止及びAEDの操作方法の講習を実施
交通安全講習会	1回	警察署による交通安全指導を実施

(4) アクション④ 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援

ア 家族再統合及び自立に向けた取組強化

(ア) 家族再統合

児童相談所の調整の下、保護者との定期的な連絡、面会（居宅訪問を含む）、親子宿泊、行事参加等を通じ、親子関係の改善を図る。また必要に応じ、親子宿泊時に栄養士による調理指導等を実施する。

* 家族再統合

親子宿泊	延25泊	(備考) 5人×5回程度
保護者との面会	延51回	(備考) 17人×3回程度

(イ) 自立に向けた支援

児童の人生の選択肢を広げる支援として、児童の状況や能力に応じた、社会的自立に向けたプログラムを策定・実施し、年齢、発達段階に相応しい自立支援を実践する。

* 自立に向けた支援

学習会等実施回数	延120回	(備考) 6人×20回程度
学習塾通塾児童数	8人	対象児童：19人 (小学校5年生以上)
自活訓練等実施回数	1人当たり7日	(備考) 高2(6人)
自活訓練等実施回数	1人当たり42日	(備考) 高3(5人)

* 児童の進路決定率

進路決定率 (進路先内訳)	100% (高校3年生の児童数3人) (進路先内訳：就職)
------------------	----------------------------------

イ アフターケアの充実

退所児童のアフターケア計画を策定し、居宅や職場への訪問等を行うとともに、園の行事に招くなど、児童とのつながりを断つことなく、退所後も安定的に自立した生活が営めるよう支援していく。

* 退所児童のアフターケア

実施人数	45人	対象児童：65人 【自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年】
------	-----	--------------------------------------

		(うち、親などの連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童：20人)
--	--	---------------------------------------

2 支援技術の蓄積及びそれを活かした高度なケアの提供

(1)アクション① 高い専門性を発揮できる職員の育成及びアクション④ 質の高い人材の確保・定着

ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

質の高い人材を安定的に確保していくため、実習生受入れ校への採用PRや希望者向け施設見学会、ホームページによる広報などの取組を実施していく。

チーム勝山を合言葉に職員の一体感を醸成し、離職防止を図る。

イ OJT推進体制の強化

OJT推進担当者や新任職員育成担当者(チューター)などを有効に活用しながら、人材育成の基本であるOJTの推進に園全体で取り組むとともに、OJTに関する意識・能力向上を図るための研修を実施することにより、OJTのさらなる活性化・定着化を進める。

また、OJTの実施にあたって、特定の職員にのみ負担が偏ることのないよう、ベテラン職員、中堅職員、若手職員それぞれのOJTに果たす役割を明確化し、OJTの活用による職場内コミュニケーションの円滑化につなげる。

ウ 計画的・効果的な研修の実施

高い専門性を発揮できる職員の育成に当たり、特別な支援が必要な児童や多様化する保護者等に適切に対処できるよう、専門知識及び技術の習得等を目的とした園内外の研修の積極的受講を促進するとともに、職員のキャリアに応じた派遣研修を計画的に実施する。これらの研修成果については、職場への還元を確実に行っていく。

また、外部専門家によるスーパーバイズ及び非常勤医師による定期巡回相談を実施する。さらに、事務処理、接遇等の実務研修についても適宜実施していく。

研修内容	対象者	実施時期
職場内研修(専門、実務)	全職員	年4回
新任等職員育成研修(採用1~3年目)	該当職員	通年
支援困難児童事例研究会	全職員	11月
外部研修派遣・参加(宿泊研修含む)	全職員	通年
施設視察	全職員	通年

エ 外部専門家、外部医師等との連携

小児精神科専門医の定期医学相談(年2回)を行い、支援困難児童の対応につ

いて的確な助言を受け、日常的支援に役立てるとともに地域専門医療機関受診へつなげる。

(2) アクション② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進

利用者本位のサービスの徹底に向けて、各職員が連携・協力しながら児童の安全・安心の確保や家庭的な寮運営に努めるとともに、児童一人ひとりに向き合い、その個性や主体性を尊重したサービスを提供する。

小規模な部屋単位による家庭的養護を基本としながら、縦割りの部屋の養育環境下だけでは身に付けることが難しい社会性や自律性を育むため、学齢別の横割り活動や学園の全体行事、地域との交流に力を入れていく。特に高齢児の自立支援を強化するため、各室での支援と横割り活動等との連携を意識した取組を充実させていく。また、学習会を通じて児童一人ひとりの習熟度に合わせた学習支援に取り組む。

ア 特別な支援が必要な児童の受入れ

現在、発達障害や情緒不安を抱えている児童や中高生など、特別な支援が必要な児童を多く受け入れているが、養育活動は施設内で完結するものではなく、学校や地域の理解、協力がなければ、適切かつ十分な支援を行うことはできない。今後とも、長年にわたり築いてきた学校や地域との良好な関係性を最大限活用し、心理、医療の専門家等とも連携しながら、児童の情緒の安定を図り、自立に向けた支援を充実させていく。

<参考 令和3年1月1日現在>

中学生・高校生の人数（割合）	全54人中30人、55.6%
定期的に通院する児童の人数（割合）	全54人中21人、38.9%

<参考 令和2年6月1日現在>

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全54人中25人、46.3%
-------------------	----------------

イ 専門的な支援の充実

児童の特性、保護者の状況等に関する分析評価を踏まえ、自立支援計画に基づき、愛着関係の形成、心理的・医療的ケア、社会性向上のためのトレーニング、社会体験、家庭復帰支援等、児童一人ひとりに即した専門的支援を行っていく。

また、自立支援コーディネーター等を中心として、在園中からの社会的自立に向けた児童の特性、保護者の状況等に関する分析評価を踏まえ、自立支援計画に基づき、退所後のアフターケアを強化、充実していく。

(ア) 心理的・医療的ケアの充実

児童相談所の医師、心理司の助言を得ながら、施設心理職員・施設看護師に

よるカウンセリング、セカンドステップ（子どもが対人関係を学ぶことで暴力を防ぐ教育プログラム）、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）、年齢相応の性（生）教育等に計画的に取り組んでいく。

（イ）アセスメントの徹底

児童の入所に当たっては、担当福祉司を通じ、児童の生育歴及び特性並びに保護者の家族構成及び生活状況を詳細に確認・検討し、入所後に施設不調を来たすことのないように十分留意する。

＊ 心理職員による児童へのケア

（ ）は心理的ケアを必要とする児童の割合（令和3年1月末現在）

個別面接	延180人 (全54人中40人、74.0%)	心理面接、コンサルテーション等
------	---------------------------	-----------------

ウ 家庭的な寮運営

（ア）自主調理・出張調理

誕生日リクエストメニュー、行事食及び外国料理、キッチンレター（食の豆知識、衛生観念の普及）により毎日の食事に彩りを添えながら食育を推進する。

＊ 自主調理・出張調理

自主調理	年32回	(各室4回×8室)
出張調理	年24回	(各室3回×8室)

（イ）個別宿泊及び外出

保護者との交流が難しい児童については、職員が、保護者に代わって園内個別宿泊や外出（買物、映画鑑賞等）を行い、家庭的な関わりを通じて、児童の孤独感や不安感を和らげるとともに、愛着関係を深める。

個別宿泊・外出	年22回（11人×2回程度）
---------	----------------

<参 考 令和3年3月1日現在>

入所児童に占める個室利用児童の人数（割合）	全54人中 0人、0%
-----------------------	-------------

（3）アクション③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及

保育士養成課程の実習生を積極的に受入れ、将来の福祉を担う人材の基礎的育成を展開する。また、近隣施設や学校等の職員や福祉関係者の見学等を積極的に受入れていく。

事 項	実人数／延人数	内 訳
保育士実習生の受入れ	40人／472人	大学 334人 専門学校138人

研修生の受入れ・施設見学	20人/40人	福祉施設職員・ 民生委員 等
--------------	---------	-------------------

3 施設機能を活用した地域等との連携

(1) アクション② 地域における子育て家庭等を支援

住民参加型研修会等の開催、行政機関・学校等の講演会への講師派遣を行う。

子育てに関する公開講座等の実施	対象者	実施回数	利用者数
公開研修会の開催	学校教員、PTA役員等	2回	30人
講師派遣	学校教員、学校児童等	1回	30人

(2) アクション③ 地域が求める役割を担い、地域と協働（コミュニティづくりや災害対応等）

ア 地域における公益的な取組

地域団体との関係性をより深め、学園の有するハード、ソフトを有効的に提供することで、公益的な取組を展開する。また、地域の防災対策への参加・協力をを行い、地域との連携を強化する。

	対象者	実施回数	参加者数
長寿会との交流会	長寿会・地域住民	2回	30人
納涼大会	地域住民等	1回	400人
一時避難場所の提供	地域住民	災害の発生状況による	100人

イ 多様な主体との連携

地域の関係団体、NPOやボランティアとの協働を充実させるなど、様々な社会資源を活用することで、利用者に対し多様なサービスの提供に努めていく。

事項	延人数	内容
園芸指導	120人	児童への花の育成指導
納涼大会模擬店	75人	納涼大会模擬店の手伝い
高校生社会体験学習等	45人	高校生の社会体験学習への協力
英語ボランティア	40人	小学生の英語指導

ウ 地域との連携・協力関係の強化

学園行事への招待、地区祭礼や小中学校の除草作業等環境美化運動、災害時の相互応援などを通じて地域との交流・連携を一層促進させ、地域の一員としての責任と役割を誠実に果たしていく。

また、体育館、グラウンド、園庭等の施設開放を各戸配布の広報誌を通じて呼びかけるとともに、町行事等の参加協力要請には積極的に応じていく。

サービス内容	対象者	利用者数
施設の開放	各種団体、小学校等	500人

エ 災害・防犯対策の取組強化

大規模災害発生時において、利用者や職員の生命及び安全を確保し、施設機能を維持できるよう、「事業継続計画（BCP）及び対応マニュアル」に基づいて、初動体制や夜間の連絡・指揮命令体制等を整備するとともに、定期的な訓練や、計画的な食糧の備蓄を行っていく。また、参集・炊き出し訓練及び事業団全体で施設間の連携協力等についての合同訓練を実施する。

併せて不審者対応訓練を実施し防犯体制を強化する。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
伝達訓練	1回	大規模災害を想定した伝達訓練
防災訓練	12回	月1回実施。うち2回は災害応援協定に基づく地域住民参加型総合訓練
不審者対応講習会	1回	不審者侵入を想定した対応訓練

4 運営体制の強化及び経営の透明性確保

(1) アクション② 自律的な経営実現のための自主財源の確保

業務の見直しや契約内容の精査など効率的な施設経営に努めるとともに、節電対策や温暖化対策等の環境に配慮した取組を積極的に推進する。

(2) アクション③ ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備

事業団事務局主導により、庶務事務（勤怠管理、超勤管理、旅費計算など）のICT化を推進し、庶務事務の簡便化を図る。また昨年度実施した通信環境の整備に加え、ICT機器の充実を図り各種会議のリモート化を推進することにより、移動による負担を軽減する。

防犯カメラを更新し、園内外の状況把握を容易に行えるよう整備することにより防犯体制を整え、宿直時の勤務軽減を図る。

また、物品貸出申請書などを改定により「はんこレス」の取組を進める。

(3) アクション④ 魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現

職員が意欲を持っていきいきと働き続けられるよう、職員間でのコミュニケーションの活性化等による風通しの良い職場づくりを推進するとともに、心身ともに健康に働ける充実した職場環境の整備に努める。

職員アンケート等の機会を通して、業務改善意識の浸透を図るとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進める。

(4) アクション⑤ コンプライアンスの推進

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人ひとりのコンプライアンスの強化・向上を図る。

また年間を通じて重大事故ゼロ運動に取り組む。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------